

1. 設備投資に対する助成

●立地助成金・先端産業立地助成金・物流業務施設立地助成金(市単独・県要綱)、地域経済牽引事業助成金(市単独)、民間研究所立地奨励金・新成長産業研究拠点強化助成金、ものづくり産業見学・体験施設等設置事業補助金(県単独)

助成金区分	立地助成金							立地助成金（本社機能施設）			先端産業立地助成金	物流業務施設立地助成金				
	市単独		県要綱適用					市単独	県要綱適用		県要綱適用	市単独		県要綱適用		
対象業種	市単独 ：製造業、総合リース業、産業用機械器具賃貸業、事務用機械器具賃貸業、機械修理業、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、広告代理業、ディスプレイ業、産業用設備洗浄業、非破壊検査業、デザイン業、経営コンサルタント業、機械設計業、エンジニアリング業、自然科学研究所、通信業、インターネット付随サービス業、映像・音声・文字製作業、情報通信技術利用業 県要綱適用 ：製造業、ソフトウェア業、デザイン業、情報処理・提供サービス業、通信業、インターネット付随サービス業、映像情報制作・配給業、コールセンター業							本社機能（以下の部門）を有する事業所 ・調査及び企画部門 ・情報処理部門 ・研究開発部門 ・国際事業部門 ・その他管理業務部門			左記の対象業種（県要綱適用）に適合するもの	製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業又は小売業				
事業区分	新設	増設	新設 通常	増設 通常 大規模増設		特認 (新設・増設)	大規模特認 (新設・増設)	市単独 (新設・増設)	通常 (新設・増設)	特認 (新設・増設)	新設・増設	新設	増設	新設	増設	
要件	投下固定資産額	1億円以上		5億円以上	15億円以上	100億円以上	50億円以上	100億円以上	5千万円以上		100億円以上	1億円以上		5億円以上	15億円以上	
	新規雇用者数	10人以上 (中小企業は3人以上)		20人以上 (非製造業は10人以上)	30人以上 (非製造業は15人以上)	20人以上 29人以下	60人以上	100人以上	5人以上	5人以上 (中小企業は2人以上)	60人以上 (非製造業は100人以上)	10人以上 (中小企業は3人以上)		10人以上	15人以上	
	その他	—	—	—	—	—	—	産業構造の高度化に資すると認められる業種	上記の事業所を市内で拡充（市外からの移転含む）すること	上記の事業所を富山県外から移転すること		産業構造の高度化に資すると認められる業種（情報技術、生物工学等を活用した成長産業分野）		—	—	—
投下固定資産額に対する助成率	5% (特定団地は10%)	5%	製造業：10% 非製造業：7.5% (特定団地は製造業：15%、非製造業：12.5%)		製造業：10% 非製造業：7.5%		製造業：10%(100億円以下) 2%(100億円超) 非製造業：5%(100億円以下) 1%(100億円超)		5% (特定団地は10%)	10% (特定団地は15%)	10%	10%	5% (特定団地は10%)	5%	7.5% (特定工業団地は12.5%)	7.5%
限度額	1億2千万円 (特定団地は2億円)	1億2千万円	3億円 (非製造業は2億5千万円)	2億円 (非製造業は1億5千万円)		5億円 (非製造業は2億5千万円)	30億円 (非製造業は15億円)	1億2千万円 (特定団地は2億円)	5億円 (特定団地は6億円)	30億円	10億円	1億2千万円 (特定団地は2億円)	1億2千万円	1億5千万円 (特定団地は2億5千万円)	1億5千万円	

※ 上の表において特定団地とは四日市工業団地、大滝工業団地のことを指します。

助成金区分	地域経済牽引事業助成金 (市単独)	
対象業種	立地助成金(市単独)の対象業種	
要件	投下固定資産額	1億円以上 (中小企業は5,000万円以上)
	その他要件	富山県知事が承認した地域経済牽引事業計画に基づき取得した固定資産であること
投下固定資産額に対する助成率	1.5%	
限度額	5,000万円	

助成金区分	民間研究所立地奨励金 (県単独)	新成長産業研究拠点強化助成金 (県単独)
対象業種	自然科学研究所	
要件	投下固定資産額	1億円以上
	新規雇用者数	10～29人 30～59人 60人以上
投下固定資産額に対する助成率	15%	20%
限度額	1億5千万円	2億円 5億円

助成金区分	ものづくり産業見学・体験施設等設置事業補助金 (県単独)	
対象業種	製造業	
要件	投下固定資産額	対象施設について5,000万円以上
	その他要件	ものづくり産業に関する見学施設、体験施設、学習施設、展示施設であって、次の4項すべてを満たすこと ①本社又は工場の移転や新增設に伴うもの ②一般来場者が概ね年間5千人以上見込まれること ③地域に経済効果が及ぶ体制づくりが図られること ④「本社又は工場の移転、新增設」又は「見学・体験施設等の整備」について、市町村の補助が行われること
投下固定資産額に対する助成率	1/3以内	
限度額	2,000万円又は市町村が補助する額のいずれか低い額	

企業立地助成制度(続き)

2. 雇用に対する助成

- 雇用奨励助成金(市単独)・人材集積助成金先端産業立地助成金(県単独)

助成金区分	雇用奨励助成金(市単独)	人材集積助成金(県単独)
対象業種	立地助成金・物流業務施設立地助成金の対象業種	自然科学研究所、デザイン業
要件	・新設又は増設に係る新規雇用者が10人以上	・新設又は増設後1年以内に操業開始 ・投下固定資産額が3千万円以上 ・県内に住所を有する新規雇用が10人以上
助成額	高岡市内に住所を有する新規雇用者数×50万円	富山県内に住所を有する新規雇用者数×50万円
限度額	1億円	1億円

- ※ 雇用奨励助成金と人材集積助成金は重複して活用できます。
- ※ 人材集積助成金に係る新規雇用者は、自然科学研究所の場合にあつては研究者、デザイン業にあつてはデザイナーに限ります。

法令に基づく税制等の優遇措置

国税、地方税の軽減措置等

- 地域未来投資促進法、地域再生法による優遇制度

根拠法令	地域未来投資促進法に基づく優遇制度	地域再生法に基づく優遇制度
税制上の優遇措置	内容	【共通】 (※4) ①設備投資(オフィス)減税(国税)の適用 ②雇用促進税制(国税)の拡充適用 【移転型】 (※5) ③法人事業税(県税)の課税免除(3年間) ④不動産取得税(県税)の課税免除 ⑤固定資産税(市税)の課税免除(3年間) 【拡充型】 (※5) ③不動産取得税(県税)の軽減(1/10) ④固定資産税(市税)の軽減(3年間) 1.6%⇒1年目0.14% 2年目0.467% 3年目0.933%
	対象	①法人税(国税)の軽減措置 ②不動産取得税(県税)の課税免除 ③固定資産税(市税)の課税免除(3年間) 建物、構築物、土地(取得より1年以内に建物工事を着工したもののみ)
	要件	本社機能を有する建物、構築物、機械装置、土地(取得より1年以内に建物工事を着工したもののみ) 地域経済牽引事業計画(※1)に基づき取得した対象施設の取得価格の合計が1億円を超えるもの(※2) 地方活力向上地域特定業務施設整備計画(※6)に基づき取得した対象施設の取得価格の合計が3,800万円以上のもの(中小企業者は1,900万円以上)
工場立地法の特例	工場立地法に定める「緑地面積率」及び「環境施設面積率」の規制を市の指定する区域において緩和(※3)	—

- ※ 1 富山県地域未来投資促進計画に定める分野で、かつ地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業計画を策定し、県知事の承認と国の先進性の確認を受けている場合に限りします。
- ※ 2 国税の軽減措置を受けるには別途、国が定める要件を満たす必要があります。
- ※ 3 緑地面積率20%以上⇒5~15%以上、環境施設面積率25%以上⇒10~20%以上。なお、地域経済牽引事業計画の提出は不要です。
- ※ 4 ①と②については選択式となります。
- ※ 5 移転型は東京23区からの移転によるもの、拡充型はそれ以外のものを指します。
- ※ 6 富山県地域再生計画に定める地方活力向上地域において、地域再生法に基づく地方活力向上地域等特定業務施設整備計画を策定し、県知事の認定を受けた場合に限られます。

法令に基づく税制等の優遇措置(続き)

地方税の軽減措置等

- 生産性向上特別措置法による優遇制度

根拠法令	生産性向上特別措置法に基づく優遇制度	
税制上の優遇措置	内容	固定資産税(市税)の課税率を3年間ゼロとする。
	対象(※1)	・機械装置の全て(160万円以上/10年以内) ・工具のうち、測定工具及び検査工具(30万円以上/5年以内) ・器具備品の全て(30万円以上/6年以内) ・建物附属設備のうち償却資産として課税されるもの(60万円以上/14年以内)
	要件	中小企業等経営強化法に基づく中小企業であつて、かつ租税特別措置法に定める中小事業者等であること。先端設備等導入計画(※2)に基づき取得した償却資産であること

- ※ 1 当該機器が対象となることを証するため、メーカーが属する工業会が発行する証明書が必要になる場合があります。
- ※ 2 高岡市導入促進基本計画に基づく先端設備等導入計画であつて、あらかじめ市長の認定を受けたものに限られます。

伏木富山港の利用に関する助成制度

- 荷主企業奨励金(県助成)

事業区分	荷主企業						商社・物流業者	新規立地・増設企業の特例
	シフト貨物 新規貨物							
	初年度			2~5年度				
要件	10~49 TEU	50~99 TEU	100TEU	50TEU かつ10% 以上増加	100TEU かつ20% 以上増加		取引先荷主企業(2社以上)100TEU以上集荷かつ前年度比50TEU以上増加	企業立地助成金、物流業務立地助成金の交付決定又は企業立地計画の承認を受けた企業で10TEU以上の利用
交付額	1万円/TEU	1.5万円/TEU	2万円/TEU	1万円/TEU (前年度からの増差分)	2万円/TEU (前年度からの増差分)	2万円/TEU (前年度からの増差分)	2万円/TEU (前年度からの増差分)	1万円/TEU 3年間
限度額	200万円			100万円	200万円	200万円	100万円	

- 伏木-苫小牧港RORO船航路利用助成金(市助成)

対象業種	市内に事業所を持つ荷主企業 (伏木-苫小牧RORO船航路利用者に限る)	市外に事業所を持つ荷主企業 (伏木-苫小牧RORO船航路利用者に限る)
助成対象	新規・増加貨物(前年度からの増差分)	
交付額	2万円/台(12mトレーラー)	1万円/台(12mトレーラー)
限度額	30万円	